

第 61 回大会準備状況

教育史学会第61回大会は、2017年10月7日（土）・8日（日）の日程で、岡山大学教育学部で開催されます。大会準備委員会では、以下のようなシンポジウムを企画しております。

《テーマ》

近代学問における歴史研究の意義

— 政治史、経済史、科学史、そして教育史 —

日 時：10月7日（土）14：10～17：30（予定）

場 所：岡山大学教育学部講義棟 5202講義室

報告者：小田川大典（岡山大学）・政治史

山本千映（大阪大学）・経済史

金 凡性（広島工業大学）・科学史

コメンテーター：

柏木 敦（大阪市立大学）・教育史

司 会：渡邊隆信（神戸大学）・教育史

尾上雅信（岡山大学）・教育史

《趣旨》

教育はいまそこで、動いている。政治も経済も科学も、いまそこで動き、私たちの目の前にある。教育学も政治学も経済学も科学も、動き、変わる現場をもつ学問である。そして私たちは、その変動する現場を対象とする諸学問のなかでも歴史研究という世界に住している。

教育学においてなぜ歴史研究は必要か。本シンポジウムでは、この問題関心を教育史研究者による教育史研究者のための議論のうちにとどめず、諸学問における歴史研究者との対話へと開き、教育史研究の意義を再考するための手がかりとなる機会を設定したい。

教育史研究の意義について、かつて上原専祿が「何故に教育史の研究が行われるのであろうか、ということ一般化しますと、歴史研究は何のためになされるのかという問題になるようですが、その歴史研究は何のためになされるのかという問題の一部分として、教育史研究は何のために行われるのかという問題があるのか、それともそのような関連ではなくて、

歴史研究一般では何のために行われているかわからないけれども、教育史の方ではこのような意味において教育史の研究が行われなければならないと意識されているというのか。その辺が私には問題になってくるのであります」と語り、つぎのように指摘していた。

というのは、なるほど経済史の研究がある、政治史、文学史の研究があり教育史の研究がある。こういう工合に並べてみると、それは歴史研究一般の部分研究のように見えるけれども、果たして教育史研究というものは、経済史研究や政治史研究が、歴史研究一般の中での部分研究、あるいは領域研究を意味しているというのと同じような意味で教育史研究というものが行われるのだと、こういえるのかどうか。むしろ教育史研究の意味は、経済史研究だとか、あるいは政治史研究の意味とは違うというように意識しなければならない面があるのではないか。

1957年、本学会第1回大会での「特別発表」（歴史の研究法について）においてである（『日本の教育史学』第1集、1958年、pp. 263-264、復刻版）。

それから時はめぐり、60年、本大会は第61回大会となる。上原による教育史研究への期待ないし問題提起は、私たちにおいてどのように覚え直されるか。私たちはそれにどれだけ応え得ているか。

この問いに応えようと本シンポジウムでは、とくに諸学問における歴史研究との交差を通じ、その再考の手がかりを得たいと考えている。

教育学はいわゆる近代社会における必要の学として発達してきた学問のひとつである。同じく政治学、経済学、科学も、近代社会に必要な学として発達してきた学問である。ここではとくに近代学問の性格を帯びる領域として、政治学、経済学、科学、そして教育学を取り上げ、それぞれの学問において、歴

史研究がどのような意義をもつことが期待されているか、三学問領域の研究者から報告いただき、それに対して教育史研究の立場からのコメントをいただくことを試みたい。

むろん、それぞれの学問はその成立背景をまったく同じにするものでない。単純に近代学問としてひとくくりできない側面ももつ。しかし、それぞれの学問は、純粋に原理の探究のうちに作業を閉じて役割を果たすだけでなく、冒頭で述べたような社会に存する現場に資することが、大なり小なり求められるところがある点で、同じ地点を有するといえる。社会的な有用性からみた評価とまったく無縁ではありえないところに、私たちは同じく立っているのだとも、換言できるだろう。そして、それぞれの学問のなかに位置を得て、私たちは歴史研究を進めてきている。

政治学における政治史、経済学における経済史、科学における科学史、そして教育学における教育史。これらの学問におけるそれぞれの歴史研究が、(1) その学問のなかでどのような位置にあり、どのようなアカデミックな意義を有するのか(学問的意義)、(2) また、その歴史研究はどのように社会に貢献し、

社会的な有用性を保持するのか／しないのか(社会的意義)、(3) そして、私たちは大学等でそれを教える者であるのだが、その歴史研究は大学等で教えられる領域としてどのような性格をもつのか(教育的意義)などを主な論点として、意見を交わすことができると望むものである。それぞれの歴史研究の意義や役割を突きあわせてみると、どのような共通点や相違点がみえてくるのか。歴史研究の交差の関係から拓かれる研究テーマの発展の可能性はないだろうか。議論はおそらくオープンエンドに終わることとなるが、異なる学問領域における歴史研究の意義やそれを専門領域とする者の立場などを知り、情報交換できる場としたい。

大会の準備状況などにつきましては、近く開設する専用ホームページにおいて随時お知らせします。多数の皆様のご参加を、準備委員会一同、心からお待ち申し上げます。

第61回大会準備委員会
尾上 雅信

「教育ニ関スル勅語」(教育勅語)の教材使用に関する声明について

教育史学会理事会
代表理事 米田俊彦

教育勅語を道徳の教材とすることを可能とする政府の見解が示されたことについて、理事会は、教育史学会として学術的な立場から専門的な見解を社会に発信することが必要であることを一致して認め、理事会のもとにこの問題に対応するためのWGを設置しました。メンバーは小野雅章、駒込武、高橋陽一の各理事と湯川嘉津美事務局長と米田の5人です。

このWGが中心になって下記の声明文を作成し、理事会として了承し、これをHPで公表するとともに、文部科学大臣、内閣官房長官および各都道府県・政令指定都市教育委員会教育長宛に送付しました。

なお、上記WGの企画立案に基づき、下記の要領にて教育史学会主催で公開シンポジウム「教育勅語の何が問題か」を開催します。

日 時：2017年6月10日(土) 13:00～17:00

場 所：お茶の水女子大学共通講義棟2号館201室

報 告：教育勅語をめぐる不敬事件と学校儀式(小股憲明・大阪芸術大学短期大学部)

教育勅語の徳目の構造と解釈論(高橋陽一・武蔵野美術大学)

教育勅語と植民地支配(樋浦郷子・国立歴史民俗博物館)

司 会：米田俊彦(お茶の水女子大学)

2017年5月8日

「教育ニ関スル勅語」(教育勅語)の教材使用に関する声明

教育史学会理事会

政府は、2017年3月31日の閣議決定による答弁書において、憲法・教育基本法に「反しないような形で教育に関する勅語を教材として用いることまでは否定されることはない」、さらに4月14日と18日の答弁書において教育勅語の「教育現場における使用」について、「国民主権等の憲法の基本理念や教育基本法の定める教育の目的等に反しないような適切な配慮がなされているか等の様々な事情を総合的に考慮して判断されるべきものである」との見解を表明した。このことにより、1890(明治23)年10月30日に明治天皇の名をもって出された「教育ニ関スル勅語」(教育勅語)の暗唱やそこに記される徳目の教材活用が学校で行われるようになるのではないかと懸念が高まっている。

教育史学会では、多くの会員が教育勅語の内容、儀式及び社会的影響等を長年にわたって研究し、その成果を蓄積してきた。上記の状況に対し、学術研究の成果の要点を明確に提供する責務から、この声明を発するものである。

「父母ニ孝」など教育勅語中の一部の文言を道徳教育に活用することは認められるとの見解が内閣官房長官や閣僚からも提起されているが、教育勅語に記述された徳目が一体性を有して「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」に収斂することは、その文面を読めば明らかである。また、公式的な性格の強い解釈書である井上哲次郎『勅語衍義』(1891年)、国定(文部省著作)の小学校(国民学校)修身科教科書、文部省図書局『聖訓ノ述義ニ関スル協議会報告』(1940年)などにおいて、個々の徳目を切り離さずに皇運扶翼を眼目として解釈することが正しい解釈として示されている。教育勅語を歴史的資料として用いることは、歴史の事実を批

判的に認識する限りにおいて必要であるが、児童生徒に教育勅語を暗唱させたり、道徳の教材として使用したりすることは、主権在民を理念とする日本国憲法や教育基本法に反する。そのことは、以下の事実からも明らかである。

第一に、教育勅語が戦前日本の教育を天皇による国民（臣民）支配の主たる手段とされた事実である。

教育勅語は、明治維新後に、天皇を中心とする道徳教育と翻訳教科書による近代西洋流の道徳教育が併存するなか、1879年の政府内の「教学聖旨論争」、1887年以後の「徳育論争」、1890年の地方長官会議の建議などを契機として、井上毅と元田永孚によって起草された文書であった。このため、徳目には中国儒教起源のものと同様近代思想起源のものが混在している。しかしその目的は、1889年公布の大日本帝国憲法施行にあたっての「告文」で「皇祖皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ」と記したことを前提とし、主権者たる天皇から臣民へ教育勅語という形式を通じて「遺訓」の内容を説明することにあつた。

教育勅語は、「朕」と自称する明治天皇が「臣民」に道徳の規準を下す形をとっていること自体が、今日の主権在民の日本国憲法と相容れないものである。その内容では、徳目の起源を天皇の神話上の祖先である「皇祖皇宗」の道徳に措定し、「臣民」の祖先も「億兆心ヲ一ニシテ」守ってきたとしており、将来も「子孫臣民」が守っていく、「徳ヲ一ニシテ」いくと宣言しており、過去と現在と未来にわたる天皇と国民の道徳的な一体性を強調している。教育勅語は、この道徳的な一体性という仮想を「国体」という言葉で表現し、そこに教育の淵源を求めた。そしてこの一体的な構造の中に、中国儒教起源の「忠」と「孝」を位置づけて、さらに西洋近代思想起源の「博愛」などに至る多くの徳目を列記し、これらの徳目を、天照大神が天皇の祖先に下したと『日本書紀』に記されている「天壤無窮の神勅」を前提にして、「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」という文言で集約している。

文部省は、この皇運扶翼に集約された道徳をあらわす「斯ノ道」を「皇国ノ道」という言葉に置き換えて1941年の国民学校令をはじめ各学校の教育目的として明示し、さらに「皇国民錬成」という理念と結びつけることによって教育勅語の「皇運扶翼」の趣旨を徹底した。教育勅語がこのようにして学校教育をまるごと戦時動員体制に組み込んでいく手立てとなったことは、忘れてはならない事実である。

第二に、学校現場での教育勅語の取り扱い方に関する事実である。教育勅語は、単に道徳にかかわるテキストであったに止まらず、教育勅語謄本というモノ（道具）が神聖化されることにより、学校現場に不合理や悲劇をももたらした。

教育勅語は、1891年の小学校教則大綱で、「修身ハ教育ニ関スル 勅語ノ旨趣ニ基キ児童ノ良心ヲ啓培シテ其徳性ヲ涵養シ人道実践ノ方法ヲ授クルヲ以テ要旨トス」（第二条）と規定されて以降、国民学校に至るまで、修身科教育の基本方針とされ、修身科教科書のさまざまな教材を通じての学習に加え、勅語の「奉読」、筆写・暗唱暗写などにより、その趣旨徹底が図られた。

教育勅語は、発布と同時に謄本が全国の学校に一律に下付され、天皇制国家の臣民教育において大きな役割を果たした。とりわけ教育勅語の理念普及に果たした学校儀式の役割を見逃すことはできない。1900年小学校令施行規則により定型化された、戦前の三大節（紀元節・天長節・一月一日、1927年より明治節が加えられて四大節）学校儀式は、教育勅語「奉読」に、御真影（天皇・皇后の写真）への「拝礼」、「君が代」斉唱、教育勅語の趣旨に関する校長訓話、式歌斉唱を加え、全国で一律に挙行された。この儀式内容は、入学式・卒業式など他の学校儀式の式目にも影響を与え、教育勅語「奉読」と「君が代」斉唱は、入学式・卒業式などでの必須の式目になった。

御真影と教育勅語謄本は、1891年文部省訓令「両陛下ノ御影及勅語謄本奉置ノ件」により、「校内一定ノ場所ヲ撰ヒ最モ尊重」に「奉護」することが求められた。その結果、火災・震災時には、これらのモノ（御真影・教育勅語謄本）を火災焼失から免れさせるため「殉職」する教職員が後を絶なかつた。さらに確実な

「奉護」のため、1920年代頃より、校舎外に奉安殿と称する保管庫を設置させる措置を推進し、児童生徒に対して登下校時に奉安殿に向かって最敬礼させることが日常化した。1943年の「学校防空指針」は、防空に際して、最優先事項は、御真影・教育勅語など詔勅の謄本の「奉護」であり、児童生徒の保護はその次と定め、「疎開」も御真影・教育勅語が児童よりも先に実施された。

このように、各学校に一律下付された教育勅語は、①修身科教育、②学校儀式、そして③日常の「奉護」という学校生活の全体で、「国体」の理解徹底の道具立てとなった。道徳にかかわる批判的な思考の深まりは軽んぜられ、条件反射のように教育勅語を暗誦するという次元で道徳内容の身体化に寄与した。この点で、教育勅語は道徳教育の充実というよりも、その形骸化と人命軽視をもたらしたというべきである。

第三に、教育勅語が民族的優越感の「根拠」とされるとともに、異民族支配の道具としても用いられた事実である。

台湾総督府の初代学務部長伊沢修二が教育勅語を教化の手段として利用しようとしたことを手始めとして、朝鮮総督府は朝鮮教育令（1911年）において教育は教育勅語の趣旨に基づいておこなうと定め、台湾総督府も台湾教育令（1919年）において同様の規定を設けた。こうした措置は、天皇のもとで独自の「国体」を築いてきた日本人は、その独自の「国体」ゆえに道徳的にも優れているのだという教義を異民族に対しても無理矢理に承服させようとするものであった。教育勅語の文面は、「之ヲ中外ニ施シテ悖ラズ」というように普遍的な道徳律であることを標榜しているものの、他方で「爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン」というように血縁集団のロジックを刻み込んでいる。そのために、実際のところとても「中外」（国の内外）に広く受け入れられるようなものではなかった。当時の為政者もそのことを認めざるを得なかったために1910年代前半には台湾向けの教育勅語を極秘裏に起草する試みがおこなわれ、また、朝鮮で三・一独立運動が生じた際には教育勅語の解釈のオーソドキシシーを担っていた哲学・倫理学者井上哲次郎が、「爾祖先」云々という教育勅語の文言は朝鮮人の怒りを募らせるとして、朝鮮向けの教育勅語を別に起草すべきという論を展開した。いずれも、教育勅語の権威をおとしめてしまう懸念から実現にはいたらなかったものの、こうした事実は、教育勅語が普遍性からはほど遠く、自民族中心主義、排他主義をその本質的な要素として組み込んでいることを示している。

1948年6月19日、衆議院は「これらの詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないことを宣言する。政府は直ちにこれらの謄本を回収し、排除の措置を完了すべきである」、参議院は「教育勅語等が、あるいは従来如き効力を今日なお保有するかの疑いを懐く者あるをおもんばかり、われらはとくに、それらが既に効力を失っている事実を明確にするとともに、政府をして教育勅語その他の諸詔勅の謄本をもれなく回収せしめる」ことを決議した。この決議に従って同月25日、文部次官が都道府県知事・高等教育機関の学校長宛に「本省から交付した「教育ニ関スル勅語」等の謄本で貴管下学校等において保管中のものを貴職において取りまとめのうえ〔中略〕至急本省へ返還方処置されたい」と指示した。教育勅語謄本は焼却処分され、公的には存在しないことになったはずである。

政府は、今年4月18日、教育勅語の使い方について、憲法や教育基本法に反するかどうかという判断を、教育委員会や学校の設置者に委ねるとする見解を答弁書において表明したが、教育委員会や学校の設置者がそれぞれに「判断」するまでもなく、憲法、教育基本法および国会決議に反することは上記の経緯の内に明らかである。

以上のことにより、教育史学会理事会は学術研究を担う者としての立場から、歴史的資料として批判的に取り扱うこと以外の目的で教育勅語を学校教育で使用することについて、教育史研究が明らかにしてきた戦前日本の教育の制度や実際にかかわる諸事実に照らして許されるべきではないとの見解をここに表明するものである。

機関誌編集委員会からの報告

機関誌編集委員会委員長 湯川 嘉津美

5月13日に上智大学で開催された第3回機関誌編集委員会において、『日本の教育史学』第60集に掲載する論文を下記のとおり決定しました。

- (1) 湯川文彦（東京大学大学院人文社会系研究科研究員）
森文政の再検討—諸学校令制定と「経済」主義に着目して—
- (2) 白石崇人（広島文教女子大学）
明治30年代半ばにおける教師の教育研究の位置づけ—大瀬甚太郎の「科学としての教育学」論と教育学術研究会の活動に注目して—
- (3) 永井優美（東京成徳短期大学）
甲賀ふじのアメリカ留学と幼稚園教育実践
- (4) 白岩伸也（筑波大学・大学院生）
戦後初期における旧軍関係教育機関出身者への施策—「非軍事化」と「民主化」の動向とその射程に着目して—
- (5) 班婷（広島大学・大学院研究生）
清末国内知識人による「学堂楽歌」運動の展開—常州の音楽講習会を中心に—
- (6) 江頭智宏（名古屋大学）
西ベルリン・ノイケルン区所有の学校田園寮に関する研究—東西分裂時代のヴァンゼー別荘で存続した「教育の場」—
- (7) 増田圭佑（広島大学・大学院生）
20世紀転換期イギリスにおける学校医療サービスの発展—ロンドン学校診療所の活動に注目して—

今回は投稿論文が31本（日本23本、東洋2本、西洋6本）ありましたが、規定の文字数の超過および図表の文字サイズの過小により2本が不受理となりました。図表の文字サイズについては、投稿資格者に送付している「論文投稿に際しての留意事項」に、「図表は、B5判（刊行時のサイズ）に印刷した際に、本体が9ポイント以上、備考が8ポイント以上となるように設定して作成すること」と示していますが、提出原稿がA4判で作成されるために、B5判を基準とする表記がわかりにくいのかもかもしれません。そこで、次回からは「A4判の原稿の本文に図表を組み込む場合は、本体を10ポイント以上、備考を9ポイント以上に設定すること」に改訂することとしました。投稿を予定している方はご留意ください。

今回の編集においては、先行研究の検討が不十分な論文が目につきました。研究論文として、主題に関わる先行研究の成果と課題をきちんと踏まえることは、何にもまして重要なことですが、先行研究の検討が不十分なために、研究の独創性や知見の新しさが見出しにくい論文が多く見受けられたのは残念なことでした。また、今回は教科教育など特定の領域の課題にアプローチする研究が多く認められました。研究テーマが広がることは喜ばしいことですが、特定領域の課題のみを明らかにするのではなく、その研究を通じて、これまでの教育史研究にどのような新知見を提示することができるのか、についても考えていただければと思います。

なお、教育史学会の論文審査は、各領域の編集委員が領域ごとの投稿論文をすべて審査して、10点満点・10段階の評点を付け、その平均点をもとに採択の可否を決定しています。6点以上を採択の基準にしていますが、今回の全論文の平均点は4.9点でした。

* 図書

- ・高橋昌彦『廣瀬淡窓』思文閣出版 2016/1/31
 - ・竹村英二『江戸後期儒者のフィロロギー—原典批判の諸相とその国際比較』思文閣出版 2016/3/3
 - ・田嶋一『〈少年〉と〈青年〉の近代日本—人間形成と教育の社会史』東京大学出版会 2016/3/18
 - ・清水寛『ハンセン病児問題史研究—国に隔離された子ら』新日本出版社 2016/10/30
 - ・ジョン・L・ルーラー・シェリー・A・ヒル著、倉石一郎・久原みな子・末木淳子訳『黒人ハイスクールの歴史社会学—アフリカ系アメリカ人の闘い 1940-1980』昭和堂 2016/11/30
 - ・京都市学校歴史博物館編『学びやタイムスリップ—近代京都の学校史・美術史』京都新聞出版センター 2016/10/31
 - ・前田勉『江戸教育思想史研究』思文閣出版 2016/10/31
 - ・吉川卓治『「子ども銀行」の社会史—学校と貯金の近現代』世織書房 2016/11/16
 - ・井深雄二『戦後日本の教育学—史的唯物論と教育科学』勁草書房 2016/11/20
 - ・日本仏教教育学会編『仏教的世界の教育倫理—仏教と教育の接点』日本仏教教育学会 2016/12/3
 - ・平館善明『教材にみる岡山秀吉の手工科教育論の特質と意義—戦前日本の手工科教育論の到達水準の探究』学文社 2016/12/5
 - ・下司晶『教育思想のポストモダン—戦後教育学を超えて』勁草書房 2016/12/23
 - ・井ノ口淳三『コメニウス「世界図絵」の異版本』追手門学院大学出版会 2016/12/25
 - ・沢山美果子『江戸の乳と子ども—いのちをつなぐ』吉川弘文館 2017/1/1
 - ・山下麻衣『看護婦の歴史—寄り添う専門性の誕生』吉川弘文館 2017/1/10
 - ・山名淳・矢野智司編著『災害と厄災の記憶を伝える—教育学は何かができるのか』勁草書房 2017/1/30
 - ・山崎奈々絵『戦後教員養成改革と「教養教育」』六花出版 2017/1/31
 - ・白石崇人『明治期大日本教育会・帝国教育会の教員改良—資質向上への指導的教員の動員』溪水社 2017/2/20
 - ・佐久間亜紀『アメリカ教師教育史—教職の女性化と専門職化の相克』東京大学出版会 2017/2/22
 - ・鈴木七美『アーミッシュたちの生き方—エイジ・フレンドリー・コミュニティの探求』(国立民族学博物館研究報告 No. 141) 国立民族学博物館 2017/3/30
 - ・和崎光太郎『明治の〈青年〉—立志・修養・煩悶』ミネルヴァ書房 2017/3/30
 - ・金森俊朗・辻直人『学び合う教室—金森学級と日本の世界教育遺産』角川書店 2017/4/10
 - ・相馬伸一『ヨハネス・コメニウス—汎知学の光』講談社 2017/4/10
- * 紀要・ニューズレターなど**
- ・赤塚康雄『第二次世界大戦後大阪における戦争孤児の生活と教育（上）—大阪市立郊外学園を中心に』大阪民衆史研究第67号別刷 2012/12/3
 - ・赤塚康雄『第二次世界大戦後大阪における戦争孤児の生活と教育（下）—大阪市立郊外学園を中心に』大阪民衆史研究第68号別刷 2013/12/7
 - ・赤塚康雄『戦後大阪における在日朝鮮人生徒の教育と公立朝鮮中学校の成立（上）』大阪民衆史研究第69号別刷 2015/5/31
 - ・玉川大学教育博物館『館報』第14号2015年度 玉川大学教育博物館 2016/8/31
 - ・赤塚康雄『戦後大阪における在日朝鮮人生徒の教育と公立朝鮮中学校の成立（下）』大阪民衆史研究第70号別刷 2016/9/30
 - ・『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要』第63巻第1号 名古屋大学大学院教育発達科学研究科 2016/9/30
 - ・『武蔵大学人文学会雑誌』第48巻第1号 武蔵大学人文学会 2016/11/30
 - ・『ディルタイ研究』第27号 日本ディルタイ協会 2016/11/30
 - ・『大学教育学会誌』第38巻第2号（通巻第74号）

- 大学教育学会 2016/11/30
- ・『京都市学校歴史博物館研究紀要第5号・京都市学校歴史博物館年報第17号（合冊）』京都市歴史博物館 2016/12/1
 - ・『人間と社会の探究』第82号 慶應義塾大学大学院社会学研究科 2016/12/30
 - ・『教育史研究室年報』第22号 名古屋大学大学院教育発達科学研究科教育史研究室 2017/1
 - ・『筑波大学教育学系論集』第41卷第2号 筑波大学人間系教育学域 2017/3
 - ・『中央大学史料集』第28集 中央大学広報室 大学史料課 2017/3/10
 - ・『日本教育史学会紀要』第7巻 日本教育史学会 2017/3/21
 - ・『教育論叢』第60号 名古屋大学大学院教育発達科学研究科教育科学専攻 2017/3/21
 - ・玉川大学教育博物館『紀要』第14号 玉川大学教育博物館 2017/3/31
 - ・『名古屋大学大学文書資料室紀要』第25号 名古屋大学大学文書資料室 2017/3/31
 - ・『名古屋大学大学文書資料室ニュース』第34号 名古屋大学大学文書資料室 2017/3/31
 - ・『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要』第63巻第2号 名古屋大学大学院教育発達科学研究科 2017/3/31
 - ・『立教学院史研究』第14号 立教大学院史資料センター 2017/4/17
 - ・『大学教育学会ニュースレター』No.105 一般社団法人大学教育学会 2017/4/18

事務局からのお知らせ

1. 書評委員の選出について

2017年3月理事会にて第61集の書評委員を選出いたしました。選出された委員は以下の通りです。

■第61集書評委員

日本：柏木 敦（大阪市立大学）

八鍬 友広（東北大学）

吉川 卓治（名古屋大学）

東洋：佐藤 由美（埼玉工業大学）

新保 敦子（早稲田大学）

西洋：野々村淑子（九州大学）

山名 淳（京都大学）

2. 書評委員会内規の改正について

2017年3月の理事会において書評委員会内規を改正し、「14. 学術論文を元にした著作については、その審査にあたった者に、書評および図書紹介の依頼をしない者とする。」を追加しました。

3. 『日本の教育史学』のJ-STAGEへの登載について

2017年4月に『日本の教育史学』第59集をJ-STAGEに登載しました。併せて、これまでCiNiiにて公開しておりましたバックナンバーについても、J-STAGEへの移行が完了しましたので、お知らせします。

4. 会費納入のお願い

2017年9月より第60回大会年度がスタートしています。5月15日時点で今年度および過年度会費をお支払いいただいている会員には、払込用紙を同封させていただきました。会費のすみやかな納入にご協力ください。

年会費の納入は「ゆうちょ銀行」口座からの自動引き落としが便利です。また、事務の効率化のためにも自動引き落としにご協力をお願いします。自動引き落としをご希望の方は、必要書類をお送りいたしますので、事務局まで申し出てください。自動引き落としの場合も領収書を発行しています。ご入用の場合は事務局にご連絡ください。

5. 会員登録について

現在、次の方々が住所不明となっています。お心当たりの方がおられましたら、事務局までご一報くださるようご本人にお伝えください。

石原 義久 上田 浩史 遠藤華奈子 木村 松子 角田多加雄 白 梅紅
尹 秀安 ARIPOVA KAMOLA (敬称略)

2017年5月
学会事務局 湯川 嘉津美

教育史学会 会報 No. 121 2017年5月25日

編集・発行 教育史学会事務局 湯川嘉津美
〒102-8554 東京都千代田区紀尾井町7-1
上智大学総合人間科学部
湯川嘉津美研究室気付
電話 03 (3238) 3586
電子メール mail@kyouikushigakkai.jp
郵便振替口座 00140-0-552760 教育史学会事務局

印刷 城島印刷株式会社